

弊社で勤務する全ての従業員の皆様へ

令和4年3月1日

株式会社 HMS

労働者代表の選出について

労働基準法の定めにより、会社が就業規則を作成・変更する時や会社と労働者の間で協定を締結する際には、その手続きにおいて全労働者の中から過半数の支持を得た者（以下、労働者代表）を決定することになっております。労働者代表には、弊社の全労働者の意見を代表して会社側との各種労使協定等の取り決めや手続きにあたって意見していただく重要な役割を担っていただきます。今回選出する従業員代表は、下記の概要とスケジュールで決定いたしますので、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

受付期間 : 令和4年3月1日（火）～令和4年3月6日（日）

選出事業所 : 仙台オフィス 福島事業所

代表者数 : 各事業所1名

職務内容 : ①各種労使協定の確認、署名・捺印
1) 派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定
2) 時間外・休日労働に関する協定届の確認、署名・捺印
3) その他法律で定められている労使協定の確認、署名・捺印
②就業規則の変更の際の意見書の作成、署名・捺印

※代表に対する賃金の加算・手当等は発生いたしません。

■従業員代表への立候補条件 ※重要な業務をご担当いただきますので、以下の全てに該当されている方に限ります。

・2022年3月1日時点で株式会社HMSにて就業中で、2022年4月1日以降の雇用契約が見込まれる方

- ・必要に応じて、随時打ち合わせや連絡を取ることが可能な方
- ・代表者選出にあたり、氏名、雇用形態及び職歴の開示に同意いただける方
- ・守秘義務を厳守いただける方

■解任について

当社との雇用関係が終了する場合、終了日の翌日に労働者代表も解任となります。

以上、立候補される方は、上記をご承諾のうえ下記までご連絡ください。

本件に関するお問い合わせ先

株式会社HMS 事業本部 村上

連絡先電話番号：080-1664-6003